

平成28年改正法附則第5条の控除額に関する
計算書

事業 年度	・	・	法人名
----------	---	---	-----

1. 調整後付加価値額の計算

課税標準となる付加価値額 別表5の2①	①	円
当該事業年度の月数	②	月
調整後付加価値額 $\text{①} \times 12 / \text{②}$	③	円

2. 負担変動額の計算

摘要		課税標準	新税率 (/100)	税額 (イ)	旧税率 (/100)	税額 (ロ)
所得 割	所得金額総額 第6号様式⑳	④	円			
	年400万円以下の金額 第6号様式㉘	⑤	000	円 00		円 00
	年400万円を超え年800万円以下の金額 第6号様式㉙	⑥	000	00		00
	年800万円を超える金額 第6号様式㉚	⑦	000	00		00
	計 ⑤+⑥+⑦ 第6号様式㉛	⑧	000	00		00
	軽減税率不適用法人の金額 第6号様式㉜	⑨	000	00		00
付加 価値 割	付加価値額総額 第6号様式㉝	⑩				
	付加価値額 第6号様式㉞	⑪	000	円 00		円 00
資本 割	資本金等の額総額 第6号様式㉟	⑫				
	資本金等の額 第6号様式㊱	⑬	000	円 00		円 00
仮計		⑧+⑪+⑬又は⑨+⑪+⑬		⑭	00	00
差引		(⑭の(イ)) - (⑭の(ロ))		⑮	00	

3. 平成28年改正法附則第5条第2項から第7項までの控除額に関する計算

(1) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$\text{⑮} \times 3 / 4$	⑯	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\text{⑮} \times (3 \times (40\text{億円} - \text{③})) / 40\text{億円}$	⑰	00

(2) 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$\text{⑮} / 2$	⑱	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\text{⑮} \times (40\text{億円} - \text{③}) / 20\text{億円}$	⑲	00

(3) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に開始する事業年度

③が30億円以下の場合の控除額	$\text{⑮} / 4$	㉑	円 00
③が30億円超40億円未満の場合の控除額	$\text{⑮} \times (40\text{億円} - \text{③}) / 40\text{億円}$	㉒	00